

店頭カード認証規定（個人のお客さま）

1（カード認証）

カード認証とは、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの本人確認手段の一つとして、「いわぎん IC キャッシュカード規定（個人のお客さま）」および「いわぎんキャッシュカード規定（個人のお客さま）」に定める IC キャッシュカードまたはキャッシュカード（以下、あわせて「カード」といいます。）と、カード発行口座に登録された暗証番号または指静脈情報を用いる認証方式のことをいいます。

2（適用範囲）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下、同じです。）および貯蓄預金について発行したカード（ただし、代理人カードは除きます。）を保有する個人のお客さま（ただし、任意団体および当行が別途定めた方を除きます。）は、当行本支店窓口において、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。

3（本人認証等）

（1）カード認証による取引において、本人認証のための手続きは次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

- ① 当行所定の機器により入力された暗証番号と、カード発行口座に登録された暗証番号との一致を確認します。当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止します。
- ② 当行所定の機器により読み取りさせた指静脈と、カード発行口座に登録された指静脈情報との一致を確認します。当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止します。
- ③ カード認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するために、通帳、証書、本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認める場合、この確認ができるまでは預金の払戻しその他カード認証による取引を行いません。

（2）前項の方法により本人認証のうえ取引を行った場合、当行はカード認証を行った方を預金者本人とみなし、その取扱いにより生じた損害については、本規定第8条、第9条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

（3）カード認証による取引は、当行が取引の依頼を受け付け、承認した時点（資金移動を伴う場合の取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点。）で成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

4（取引の種類）

カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。

- ① カード認証に利用したカード発行口座からの預金の払戻し
- ② カード認証に利用したカード発行口座の取引店と同一本支店内での口座開設
- ③ カード認証に利用したカード発行口座の取引店と同一本支店内にある同一名義口座間での振替等
- ④ カード認証に利用したカード発行口座の名義人と同一名義人であると当行が判断する口座にかかる各種届出およびサービスの申込
- ⑤ その他当行が定める取引

5（取引内容の確認）

カード認証による入出金取引の結果については、通帳への記入、またはいわぎんアプリ等の入出金明細照会により定期的に確認してください。

6（カード認証取引の停止）

次の号の事由が発生した場合は、本人へ事前に通知することなくカード認証を停止します。

- ① カード発行口座が解約された場合
- ② カードが解約された場合
- ③ カードが利用停止となった場合
- ④ 当行において利用が不適切と認められた場合

7（障害時等の取扱い）

（1）カードの破損等（ICチップ・磁気ストライプの読み取り不良を含みます。）により、当行が必要とする情報が取得できない場合、カード認証を取引に利用できません。

（2）停電・故障等により当行所定の機器による取扱いができない場合、その他相当の事由がある場合、カード認証を取引に利用できません。

8（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無

過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

9（盗難カードによる払戻し等）

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正利用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - b 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - c 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたカードにより不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、預金共通規定、普通預金規定、総合口座規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、しあわせ積立定期預金規定、積立定期預金規定、いわぎん IC キャッシュカード規定（個人のお客さま）、いわぎんキャッシュカード規定（個人のお客さま）、その他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）が適用されるものとします。

11（規定の変更）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2021. 5. 17)